

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケほか2名

被告 国

進行に関する意見書

2022年7月20日

名古屋地方裁判所 民事第10部合議口係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 川口直也



1 原告らは、訴状、25頁、第7において、名古屋入管の故意・過失による違法行為について、ウィシュマさんの動静を踏まえて具体的に主張、立証を追加する予定であることを述べた上で、被告に対し、ウィシュマさんを収容していた居室の監視カメラ映像の電磁的記録媒体の全ての提出を求めた。

2 ところが、被告は、前記カメラ映像の電磁的記録媒体を、速やかに提出しなかったことから、原告らは、同カメラ映像の電磁的記録媒体の全てについて、2022年6月1日に文書提出命令を申立てた。

3 前記カメラ映像の電磁的記録媒体は、当時のウィシュマさん及び名古屋入管職員らの動静（音声を含む）を最も的確に立証する証拠である。
したがって、前記カメラ映像の電磁的記録媒体の取り調べの必要がある。

4 このことは、被告が、調査報告書（甲4の1）の作成のため、外部有識者等に、前記カメラ映像の電磁的記録媒体の複製を作成し、これを提供した事実からも分かる。

5 この点、被告は、第1準備書面、63頁、第8において、合計約295時間という極めて長時間の映像のすべてについて証拠調べを行う必要があるとはいえないと述べるが、これは、合計約295時間という実務的な時間の制約を述べるものであり、一般に、取り調べの必要性を否定するものではない。

6 このことは、被告が、文書提出命令申立てに対する意見書1、15頁以下、
5 付言、において、被告としては、現時点で、本件ビデオ映像の証拠提出を
一切拒否するというものではないことを申し添える、と述べていることからも
分かる。

7 以上の事実を踏まえると、

- (1) 原告ら代理人らが、被告から、前記カメラ映像の電磁的記録媒体（DVD
合計39枚、合計約295時間分）の提出を受け、
- (2) 原告らが、被告から提供を受けた前記カメラ映像の電磁的記録媒体の内容
を確認し、一定時間のカメラ映像を抽出し、被告に当該抽出箇所を伝え、
- (3) 被告が、マスキング等により保安所の支障を軽減させる措置を講じた上で、
- (4) 証拠調べを行う、

という進行が合理的であるし、一般的に行われている進行でもある。

8 なお、被告は、前記カメラ映像の電磁的記録媒体の複製を、外部有識者等に
提供しているから、被告が、原告ら代理人限りで、これを提供することを拒絶
する合理的な理由はない。

9 よって、真実発見及び訴訟経済等に鑑み、上記のとおり、進行されたい。

以上